

平成29年(ネ)第[REDACTED]号 離婚等請求控訴事件

控訴人(一審原告)

被控訴人(一審被告)

控訴理由書

平成29年12月20日

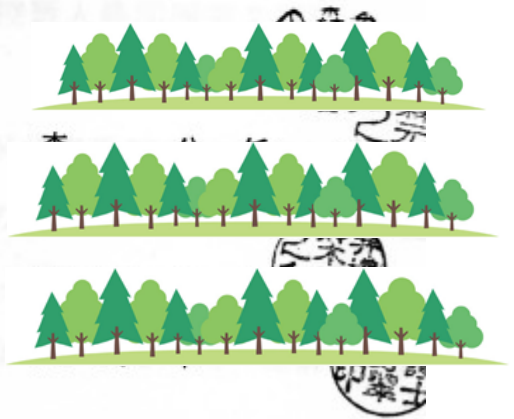
東京高等裁判所第9民事部A1係 御中

控訴人代理人弁護士

同 弁護士

(担当) 同 弁護士

(担当) 同 弁護士



控訴人は、以下のとおり控訴の理由を述べる。

(中略)

ア 裁判所への通い詰め

(中略)

イ 裁判官への攻撃①(罷免キャンペーン)

(中略)

ウ 裁判官への攻撃②(裁判所外での接触)

(中略)

エ 保育園への通い詰め

(中略)

オ 警察署への通い詰め

(中略)

カ 控訴人代理人への攻撃

(中略)

は、控訴人代理人が被控訴人のSNSを見ることを見越して行われたものであり、暗に控訴人代理人に対する復讐として刺殺の可能性を匂わせるものである。

(中略)

仮に、離婚請求が棄却されたまま離婚訴訟が確定した場合、被控訴人は裁判手続の終了とともに、被控訴人の家族による婚姻費用の支払いを停止する蓋然性が極めて高く、片親世帯が得られるはずの生活援助手当を受給できない控訴人の経済的不利益は著しい。